

盛岡市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成24年2月2日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男  
同 武田牧雄  
同 佐藤敬三  
同 川村幸子

第1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は教育委員会事務局及び教育機関である。うち、次の部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

| 实地監査対象部課等                      | 監査実施年月日                |
|--------------------------------|------------------------|
| 教育委員会事務局<br>学務教職員課，学校教育課，歴史文化課 | 平成23年12月2日から同年12月16日まで |
| 教育機関<br>教育研究所，都南歴史民俗資料館        | 平成23年12月2日から同年12月16日まで |
| 区界高原少年自然の家，都南学校給食センター          | 平成23年12月2日             |
| 松園地区公民館                        | 平成23年12月7日             |
| 遺跡の学び館                         | 平成23年12月8日             |
| 玉山地区公民館                        | 平成23年12月9日             |

第2 監査の範囲

平成22年度平成23年度（平成23年9月分まで）の事務の執行

第3 監査の方法

实地監査の対象としない部署においては、平成23年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48盛監発第24号）に基づき提出された監査資料について、实地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基

金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

## I 教育委員会事務局

### 学務教職員課

#### 【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務について、時間外勤務及び休日勤務手当が支給されているものが6件見られた。当該時間外勤務及び休日勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

### 学校教育課

#### 【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが11件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが4件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

### 歴史文化課

#### 【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが2件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

#### 【注意事項】

- 1 補助金の精算に当たり、収支精算書の収入内訳に誤りのある補助金精算書を受理しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

## II 教育機関

### 松園地区公民館

#### 【注意事項】

- 1 旅行の復命に当たり、決裁権者まで復命を行っていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

## 区界高原少年自然の家

### 【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 29 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 7 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

## 遺跡の学び館

### 【指摘事項】

- 1 使用料の収納に当たり、収納金の払込みが遅延しているものが 33 件見られたので適正な事務の執行を求める。